

答申第 304 号

平成 18 年 3 月 27 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 11 月 19 日付けで諮問された県立高等学校等教員（3 名）の懲戒処分に係る文書一部非公開の件（諮問第 241 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

新聞報道された特定の教員の懲戒処分等に関する文書の非公開部分のうち、別表に掲げる情報は、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、新聞報道された特定の教員（以下「本件教員」という。）の懲戒処分等に関する文書（以下「本件行政文書」という。）を、平成14年11月5日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件行政文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第4号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。特に上申書、自認書、誓約書の公開について主張する。

イ 実施機関は特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。

ウ 被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに、一律に判断すべきではない。

エ 神奈川県教職員（以下「教職員」という。）による不祥事や事件が多発しているが、これは教職員のサービスに対する自覚の著しい欠如によるもので、学校内外で発生した教職員による不祥事や事件はすべて公開されるリスクを負っていることを、教職員に認識させる必要がある。

オ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

### 3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件行政文書について

本件行政文書の名称及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次表のとおりである。

本件行政文書の名称	本件非公開情報
公然わいせつ事案に係る事故報告書等（以下「わいせつ文書」という。）	(1)本件教員の氏名、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号その他の本件教員が特定される事項 (2)本件教員の教員免許状の種類（当該学校の勤務に必要な免許状の種類を除く。）専門科目及び取得年月 (3)本件教員の年齢、家族構成及び実家の所在地 (4)本件教員が授業を担当する1週当たりの時間、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が顧問を務める部活動 (5)本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項 (6)事故の発生時刻、発生場所及び発生状況 (7)警察署の名称 (8)本件教員の事故に対する意見、心境等 (9)本件教員の刑事処分歴 (10)本件教員の過去の同種の事故の状況等 (11)本件教員の私生活に関する事項 (12)本件教員に対する事情聴取等の実施の手続に関する事項 (13)本件教員の刑事処分手続に関する事項 (14)本件教員の親族に関する事項 (15)校長の私生活に関する事項 (16)校長及び町教育委員会の本件教員に対する評価
生徒への不祥事に係る事故報告書等（以下「不祥事文書」という。）	(1)学校名、所属コード、文書記号、公印の印影その他の学校名が特定される事項 (2)本件教員の氏名、印影、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号その他の本件教員が特定される事項 (3)本件教員の教員免許状の種類（当該学校の勤務に必要な免許状の種類を除く。）及び専門科目 (4)本件教員の年齢及び家族構成 (5)本件教員が担任又は担当する学年及び組、本件教員が担当する課程、本件教員が分掌する校務及び本件教員が顧問を務める部活動 (6)本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項 (7)本件教員の前任校に関する事項 (8)本件教員の事故に対する見解、心境等 (9)本件教員の上申書、自認書及び誓約書 (10)本件教員と被害生徒との間で発生した事故の内容 (11)被害生徒の氏名その他の被害生徒が特定される事項 (12)被害生徒の在校当時の学年及び組 (13)被害生徒の評価に関する事項 (14)被害生徒の保護者の氏名 (15)被害生徒の保護者の事故に関する見解

<p>不祥事文書 (続 き)</p>	<p>(16)事故を通報した団体の名称並びに対応した職員の役職及び氏名 (17)事故を通報した団体の事故に対する見解及び事故処理についての要望 (18)校長及び教頭の氏名 (19)校長の私生活に関する事項 (20)元校長の氏名及び現在の職 (21)校長等の本件教員に対する評価</p>
<p>交通事故に係る事故報告書等(以下「交通事故文書」という。)</p>	<p>(1)本件教員の氏名、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号その他の本件教員が特定される事項 (2)本件教員の教員免許状の種類(当該学校の勤務に必要な免許状の種類を除く。) 専門科目及び取得年月日 (3)本件教員の年齢、家族構成及び通勤手段 (4)本件教員が担任する学年、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が顧問を務める部活動 (5)本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項 (6)本件教員の運転免許取得年月日及び運転歴 (7)本件教員の自家用車の状況及び車種 (8)本件教員の私生活に関する事項 (9)本件教員の事故に対する見解、心境等 (10)本件教員の過去の交通事故歴及び交通違反歴 (11)匿名の手紙に記載された本件教員に関する事項 (12)交通事故の状況及び事故後の状況 (13)本件教員の代理人の氏名、印影及び職業 (14)本件教員の代理人の報告書に記載された書証の番号 (15)本件教員の代理人の上申書 (16)被害者の氏名、印影、生年月日及び住所 (17)被害者の親族の氏名及び印影 (18)被害者の職業、年齢及び被害状況 (19)被害者の私生活に関する事項 (20)被害者の親族の言動 (21)保険会社の名称 (22)本件教員に対する事情聴取等の実施の手続に関する事項 (23)本件教員の刑事処分手続に関する事項 (24)警察署の名称 (25)事故の過失割合 (26)診断書 (27)確認書及び確認に関する情報 (28)本件教員に対する刑事処分の内容 (29)校長等の本件教員に対する評価</p>
<p>処分に係る審査関係文書(以下「審査文書」という。)</p>	<p>(1)わいせつ文書、不祥事文書及び交通事故文書の本件非公開情報の欄に記載された情報 (2)公然わいせつ事案に係る教員の事故後の対応及び教員免許状の取得日 (3)生徒への不祥事に係る教員の教員免許状の取得年月日 (4)被害者の性別 (5)本件教員に対する警察本部長による行政処分の内容 (6)刑事訴訟に関する書類 (7)人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部 (8)人事考査委員会資料のうち、「事務局見解」欄に記載された情報、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部並びに過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報(以下(7)及び(8)を「処分基準事項」と総称する。)</p>

## (2) 条例第5条第1号該当性について

### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件非公開情報（処分基準事項を除く。）は、非違行為を行った本件教員の氏名、年齢、住所、生年月日、担当及び教科のほか、本件教員や被害者が特定される事項など、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

また、本件行政文書は懲戒処分に関する文書であり、本件非公開情報が公開された場合、本件教員の非違行為が明らかになるとともに、当該非違行為の被害者に関する情報までも明らかになるなど、他人に知られたくない個人に関する情報が公になってしまい、個人の権利利益を害することとなる。したがって、特定の個人を識別することはできないとしても、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる情報がある。

不服申立人が特に公開を主張している上申書、自認書、誓約書は本件教員が自らの心情を吐露するなど、自らが行った非違行為に関して心情等に基づき作成された文書等であり、これらの文書は、個人の心情に関する情報として、公にすることを予定して作成されたものではなく、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると判断した。

したがって、本件非公開情報（処分基準事項を除く。）は、条例第5条第1号本文に該当する。

### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件非公開情報は、法令又は条例の規定により閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められる情報又は人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア又はエに該当しない。

また、本件行政文書は、懲戒処分に関する文書であり、本件非公開情報は、職員の身分の取扱いに関する情報であるため、同号ただし書ウに該当しない。

さらに、非違行為を行った教員が特定され又は識別される情報が公

開された場合、今後の学校運営、教育活動等を継続していく上で支障が生じることが予想され、慣行として公にすることが予定されている情報とはいえないため、本件非公開情報は、同号ただし書イにも該当しない。

なお、懲戒免職となった事案についても、既に免職という社会的制裁を受け、現在は、一私人として生活しているという状況を踏まえた場合、慣行として公にすることが予定されている情報とまでは認められないため、本件非公開情報のうち懲戒免職となった事案に関する情報も、同号ただし書イには該当しない。

### (3) 条例第5条第4号該当性について

処分基準事項は、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報である。

したがって、処分基準事項を公開することは、今後、反復継続される教育委員会が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれが認められるので、条例第5条第4号に該当する。

## 4 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

#### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別する

ことはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

(ウ) 条例第5条第1号本文に該当する情報

a 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(a) 本件教員の氏名、印影、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号その他の本件教員が特定される事項

(b) 本件教員の教員免許状の種類(当該学校の勤務に必要な免許状の種類を除く。) 専門科目及び取得年月日

(c) わいせつ文書に記載された校長の私生活に関する事項

(d) 被害生徒の氏名その他の被害生徒が特定される事項

(e) 被害生徒の保護者の氏名

(f) 事故を通報した団体の名称並びに対応した職員の役職及び氏名

- ( g ) 本件教員の自家用車の車種
  - ( h ) 被害者の氏名、印影、生年月日及び住所
  - ( i ) 被害者の親族の氏名及び印影
  - ( j ) 確認書及び確認に関する情報
- b 当審査会が調査したところ、県立学校では、所属する教職員の氏名、担当教科、校務分掌等が記載された学校要覧を作成しており、同要覧は誰でも閲覧又は写しの入手が可能であることが認められる。本件行政文書（不祥事文書を除く。）については、既に学校名が公開されており、氏名等を非公開としたとしても、本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、学校要覧に記載された情報と照合することにより、特定の個人が推測できることから、同号本文に該当すると判断する。
- ( a ) 本件教員が担任する学年、本件教員が授業を担当する 1 週当たりの時間、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が顧問を務める部活動
  - ( b ) 本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項
- c 不祥事文書については、既に本件教員が横浜市内の県立高校の教員であることが公開されており、氏名等を非公開としたとしても、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が推測できることから、本件教員が担任又は担当する学年及び組、本件教員が担当する課程、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が顧問を務める部活動は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、同号本文に該当すると判断する。
- d 不祥事文書に記載された学校名は、これを公開することにより、本件教員が識別され得る情報であると認められる。また、所属コード、文書記号、公印の印影、校長及び教頭の氏名、元校長の氏名及び現在の職その他の学校名が特定される事項は、学校名が識別される情報である。したがって、学校名、所属コード、文書記号、公印の印影、校長及び教頭の氏名、元校長の氏名及び現在の

職その他の学校名が特定される事項は、同号本文に該当すると判断する。

e 本件教員の前任校に関する事項は、学校要覧等と照合することにより本件教員が識別され得る情報であり、同号本文に該当すると判断する。

f 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、当該情報を公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、同号本文に該当すると判断する。

( a ) 本件教員が心情を吐露した部分及び自己責任に関して述べた部分

( b ) 本件教員の誓約書

( c ) 被害生徒の評価に関する事項

( d ) 被害生徒の保護者の事故に関する見解

( e ) 事故を通報した団体の事故に対する見解及び事故処理についての要望

( f ) 診断書

( g ) 校長、町教育委員会等の本件教員に対する評価

g わいせつ文書における次に掲げる情報は、本件教員の氏名等の識別情報を非公開とした場合、一般的には識別性がなく、公開が妥当と考えられるが、事件を知り得る一定の範囲の者には、当該識別情報を非公開としたとしても、本件教員の過去の刑事処分歴及び過去の同種の事故の状況等を知られるおそれがある。また、次に掲げる情報は、本件教員の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、次に掲げる情報を公開することにより、本件教員の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、わいせつ文書における次に掲げる情報は、同号本文に該当すると判断する。

( a ) 本件教員の刑事処分歴

(b) 本件教員の過去の同種の事故の状況等

h 不祥事文書における次に掲げる情報は、被害生徒の氏名等の識別情報を非公開とした場合、一般的には識別性がなく、公開が妥当と考えられるが、事件を知り得る一定の範囲の者には、当該識別情報を非公開としたとしても、被害生徒に対する不祥事の内容を知られるおそれがある。次に掲げる情報は、被害生徒の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、次に掲げる情報を公開することにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、不祥事文書における次に掲げる情報は、同号本文に該当すると判断する。

(a) 本件教員の上申書及び自認書

(b) 本件教員と被害生徒との間で発生した事故の内容

i 匿名の手紙に記載された本件教員に関する事項は、本件教員の氏名等の識別情報を非公開とした場合、一般的には、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないが、事件を知り得る一定の範囲の者には、当該識別情報を非公開としたとしても、匿名の手紙に記載された本件教員に関する事項を知られるおそれがある。同事項は、事実であるかどうか明らかではない情報であり、本件教員の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、同事項を公開することにより、本件教員の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、匿名の手紙に記載された本件教員に関する事項は、同号本文に該当すると判断する。

j 不服申立人は被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに、一律に判断すべきではないと主張しているが、条例第5条第1号本文に該当するかどうかは、被害者の意思に左右されるものではないので、この不服申立人の主張は、前記 a、f 及び h の判断に影響を与えるものではない。

(エ) 条例第5条第1号本文に該当しない情報

a 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

- (a) 本件教員の年齢、家族構成、実家の所在地及び通勤手段
- (b) わいせつ文書に記載された事故の発生時刻及び発生場所
- (c) 本件教員の親族に関する事項
- (d) 不祥事文書に記載された本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項
- (e) 被害生徒の在校当時の学年及び組
- (f) 本件教員の運転免許取得年月日
- (g) 本件教員の自家用車の状況
- (h) 交通事故の状況及び事故後の状況
- (i) 本件教員の代理人の報告書に記載された書証の番号
- (j) 被害者の職業、年齢及び性別
- (k) 被害者の親族の言動
- (l) 保険会社の名称
- (m) 警察署の名称
- (n) 事故の過失割合

b 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人を識別することはできないものの、本件教員の趣味や個人的な事情が分かる情報ではあるが、心情の吐露とは異なり、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報とは認められないので、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められず、同号本文に該当しないと判断する。

- (a) 本件教員の私生活に関する事項
- (b) わいせつ文書に記載された事故の発生状況
- (c) 不祥事文書に記載された校長の私生活に関する事項
- (d) 本件教員の運転歴
- (e) 本件教員の過去の交通事故歴及び交通違反歴
- (f) 被害者の私生活に関する事項

c 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められず、また、これを公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがあるものとは認められないので、同号本文に該当しないと判断する。

(a) 本件教員に対する事情聴取等の実施の手續に関する事項

(b) 本件教員の刑事処分手續に関する事項

(c) 本件教員の事故に対する見解のうち、事故防止一般に関する部分

(d) 本件教員の代理人の上申書のうち、本件教員の氏名及び表彰年月日、被害者の氏名並びに本件教員が自己責任に関して述べた部分を除いた部分

(e) 被害者の被害状況

(f) 本件教員に対する刑事処分の内容

(g) 本件教員に対する警察本部長による行政処分の内容

(h) 公然わいせつ事案に係る教員の事故後の対応

d 本件教員の代理人の氏名、印影及び職業は、当該代理人が本件教員の事故の処理に関して代理人を務めていることから、事業を営む個人の当該事業に関して記載された情報であって、同号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 前記ア(ウ)に掲げる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ、又は

公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、同号ただし書イには該当しないと判断する。

b 不祥事文書のうち、校長、教頭及び元校長の氏名は、本件教員の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、神奈川県職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。

c 前記ア（ウ）に掲げるその余の情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

（エ）条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a わいせつ文書に記載された本件教員が担任する学年及び組、本件教員が授業を担当する1週当たりの時間、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、本件教員が起こした事故が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

b 不祥事文書に記載された学校名、本件教員が担任又は担当する学年及び組、本件教員が担当する課程、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、当該不祥事が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

c 交通事故文書に記載された本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、当該交通事故が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

d 前記ア（ウ）に掲げるその余の情報については、同号ただし書

ウに該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 実施機関は、審査文書のうち、処分基準事項については、内部的な審査の基準が推測される情報であることから、今後、反復継続される教育委員会が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれが認められる、と説明している。

イ 地方公務員法上の懲戒処分については、地方公務員法第29条に懲戒処分をすることができる場合が列挙されているが、列挙された4種類の懲戒処分のうち、どの処分が相当であるかの判断に当たっては服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

したがって、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、以下において、処分基準事項が内部的な審査の基準が推測される情報といえるかどうかについて検討する。

(ア) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部並びに人事考査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部(以下「処分程度等」と総称する。)については、校長、教頭及び教職員に対して人事上の措置を実施すべきであると判断した理由が記載されていることから、処分程度等は、懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。

(イ) 人事考査委員会資料のうち、「事務局見解」欄に記載された情報は、事務局が処分案の作成に当たり、検討した内容として、処分の原因となった事実、懲戒処分等を実施すべきであると判断する理由及び処分案が記載されている。同欄の記載内容は、検討過程における詳細かつ具体的なものであり、全体としてどのような情報が判断材料とされ得るかについての基準及び懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。

(ウ) 過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報については、項目名を含めて、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。

(エ) 以上のことから、処分基準事項は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(4) 適用除外について

審査文書のうち刑事訴訟に関する書類については、条例第28条に該当するため、条例の規定は適用されないものである。

(5) 条例第6条第2項該当性について

ア 条例第6条第2項は、「公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。

イ 不祥事文書のうち、校長、教頭及び元校長の氏名は、前記(2)ア(ウ)dにおいて判断したように、本件教員が識別される情報であると認められる。

したがって、不祥事文書のうち、校長、教頭及び元校長の氏名から、本件教員が識別される情報を除くことができないことから、条例第6条第2項の規定により、非公開情報が記録されている部分を除いて、公開することができないため、不祥事文書のうち、校長、教頭及び元校長の氏名は、非公開とすることが妥当である。

(6) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)エ及びオの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

	公開部分
わいせつ文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)本件教員の年齢、家族構成及び実家の所在地</li> <li>(2)事故の発生時刻、発生場所及び発生状況</li> <li>(3)警察署の名称</li> <li>(4)本件教員の私生活に関する事項</li> <li>(5)本件教員に対する事情聴取等の実施の手続に関する事項</li> <li>(6)本件教員の刑事処分手続に関する事項</li> <li>(7)本件教員の親族に関する事項</li> </ul>
不祥事文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)本件教員の年齢及び家族構成</li> <li>(2)本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項</li> <li>(3)被害生徒の在校当時の学年及び組</li> <li>(4)校長の私生活に関する事項</li> </ul>
交通事故文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)本件教員の年齢、家族構成及び通勤手段</li> <li>(2)本件教員の運転免許取得年月日及び運転歴</li> <li>(3)本件教員の自家用車の状況</li> <li>(4)本件教員の私生活に関する事項</li> <li>(5)本件教員の事故に対する見解のうち、事故防止一般に関する部分</li> <li>(6)本件教員の過去の交通事故歴及び交通違反歴</li> <li>(7)交通事故の状況及び事故後の状況</li> <li>(8)本件教員の代理人の氏名、印影及び職業</li> <li>(9)本件教員の代理人の報告書に記載された書証の番号</li> <li>(10)本件教員の代理人の上申書のうち、本件教員の氏名、表彰年月日、被害者の氏名並びに本件教員が自己責任に関して述べた部分を除いた部分</li> <li>(11)被害者の職業、年齢及び被害状況</li> <li>(12)被害者の私生活に関する事項</li> <li>(13)被害者の親族の言動</li> <li>(14)保険会社の名称</li> <li>(15)本件教員に対する事情聴取等の実施の手続に関する事項</li> <li>(16)本件教員の刑事処分手続に関する事項</li> <li>(17)警察署の名称</li> <li>(18)事故の過失割合</li> <li>(19)本件教員に対する刑事処分の内容</li> </ul>
審査文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)わいせつ文書、不祥事文書及び交通事故文書の公開部分の欄に記載された情報</li> <li>(2)公然わいせつ事案に係る教員の事故後の対応</li> <li>(3)被害者の性別</li> <li>(4)本件教員に対する警察本部長による行政処分の内容</li> </ul>

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 11 月 19 日	諮問
11 月 26 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 25 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 27 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 8 月 31 日	指名委員により実施機関から口頭による説明を聴取
9 月 8 日 (第 50 回部会)	審議
10 月 17 日 (第 51 回部会)	審議
11 月 7 日 (第 52 回部会)	審議
平成 18 年 2 月 22 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
3 月 22 日 (第 56 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	部 会 員 会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成18年3月27日現在)(五十音順)